

鹿屋市建設工事等入札参加資格における格付総合点算出方法について

建設工事、建築設計監理及び測量設計の格付総合点算出式を下記のとおりとします。

【格付を行う業種】

土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事
造園工事	上水道工事	下水道工事	解体工事
建築設計監理	測量設計		

【登録業種】

舗装工事	塗装防水工事	安全施設工事	畳工事
------	--------	--------	-----

本市内の営業所等に委任する場合は、別添『鹿屋市内の支店・営業所等の取扱いについて』の要件を満たす場合に限り、市内業者として格付・登録を行います。その他については市外業者として登録されます。

令和5・6年度より、造園工事における主観的要素算定期間が6年間に変更されました。

1 建設工事

① 【土木、建築、電気、管、造園】

総合点数 = 「客観的要素」 + 「主観的要素」 + 「地域貢献度」 - 「減点」

$$T = 「A」 + 「B」 + 「C」 - 「D」$$

「客観的要素」 A：鹿児島県の格付総合点

「主観的要素」 B：鹿屋市発注工事の実績額、成績を点数化したもの
(県の換算表を使用)

土木は5年間の実績(平成30年度～令和4年度)

造園は6年間の実績(平成29年度～令和4年度)

建築、電気、管は7年間の実績(平成28年度～令和4年度)

「地域貢献度」 C：鹿屋市との防災協定締結

消防団協力事業所

高齢者の雇用

鹿屋市優良工事等表彰

鹿屋市働く世代がんゼロ推進事業健康づくり推進事業所

災害復旧業務委託

「減点」 D：指名停止等(県と重複するものを除く)、市発注工事の遅延

※県の格付総合点を有しない事業者の客観的要素は経営事項審査の総合点とし、地域貢献度の加点項目は②【上水道・下水道】に準ずるものとします。

② 【上水道・下水道】

上水道工事・下水道工事については、県の入札参加資格登録が無い場合、以下のとおり総合点数

を算出します。

総合点数 = 「客観的要素」 + 「主観的要素」 + 「技能士の評価」 + 「地域貢献度」 - 「減点」

$$T = 「A」 + 「B」 + 「C」 + 「D」 - 「E」$$

「客観的要素」 A : 経営事項審査の総合点

「主観的要素」 B : 鹿屋市発注工事の実績額、成績を点数化したもの

(県の換算表を使用)

上水道工事・下水道工事は5年間の実績(平成29年度～令和3年度)

「技能士の評価」 C : 次に掲げる資格者に対して加点する。(上水道のみ)

一級配管技能士、二級配管技能士

「地域貢献度」 D : 鹿屋市との防災協定締結

消防団協力事業所

高齢者の雇用

鹿屋市優良工事等表彰

鹿屋市働く世代がんゼロ推進事業健康づくり推進事業所

災害復旧業務委託

ボランティア活動

消防団員の雇用

障がい者の雇用

更生保護における協力雇用主

新規学卒者等雇用

男女共同参画・子育て支援

「減点」 E : 指名停止等、市発注工事の遅延

2 建築設計監理及び測量設計

資格審査を行う年の4月1日現在の有資格者数及び営業年数並びに同日前4決算年度の業種別年間平均実績高を基にして総合点数を算出します。

$$T = 3A + 5B + C + D - E$$

T : 総合点数

A : 年間平均実績点数

B : 有資格者点数

C : 営業年数点数

D : 地域貢献度

- ・ 鹿屋市との防災協定締結
- ・ 消防団協力事業所
- ・ 高齢者の雇用
- ・ 鹿屋市働く世代がんゼロ推進事業健康づくり推進事業所
- ・ ボランティア活動
- ・ 消防団員の雇用
- ・ 障がい者の雇用
- ・ 更生保護における協力雇用主
- ・ 男女共同参画・子育て支援

E : 減点 (指名停止等、業務遅延)

3 等級の格付けについて

鹿屋市建設業者工事等施行能力審査要領（平成 18 年 1 月 1 日制定）第 10 条に規定する等級格付の基準について、次のとおり定める。

（1）建設工事の等級格付基準表（総合点数）

等級	土木一式	建築一式	電気	管	造園	上水道	下水道
A	1,390 以上	1,330 以上	1,090 以上	1,020 以上	780 以上	910 以上	950 以上
B	1,389 ～960	1,329 ～940	1,090 未満	1,019 ～720	780 未満	909 ～740	950 未満
C	959 ～500	939 ～650		720 未満		740 未満	
D	500 未満	650 未満					

（2）解体工事の等級格付基準表

等級	要件
A	<ul style="list-style-type: none">・過去 5 年間の解体工事受注実績が合計で 1,000 万円以上・鉄筋造・鉄骨造に対応する機械を保有していること・市内に本社を有していること・新規業者でないこと
B	上記に該当しない者。

（3）建築設計監理業務委託・測量設計業務委託の等級格付基準表（総合点数）

等級	建築設計監理業務委託	測量設計業務委託
A	190 以上	200 以上
B	189～125	200 未満
C	125 未満	

4 格付区分別標準金額について

(1) 建設工事の標準金額については、次のとおりとする。

工事種別	格付区分	建設工事の標準金額
土木一式 工事	A	1,900万円以上
	B	800万円以上 1,900万円未満
	C	200万円以上 800万円未満
	D	200万円未満
建築一式 工事	A	6,000万円以上
	B	2,000万円以上 6,000万円未満
	C	500万円以上 2,000万円未満
	D	500万円未満
電気工事	A	700万円以上
	B	700万円未満
管工事	A	1,000万円以上
	B	300万円以上 1,000万円未満
	C	300万円未満
造園工事	A	300万円以上
	B	300万円未満
上水道 工事	A	800万円以上
	B	300万円以上 800万円未満
	C	300万円未満
下水道 工事	A	1,700万円以上
	B	1,700万円未満
解体 工事	A	300万円以上
	B	300万円未満

(2) 建築設計監理業務委託・測量設計業務委託の標準金額については、次のとおりとする。

業種	格付区分	建築・測量設計委託の標準金額
建築設計監理業務委託	A	500万円以上
	B	200万円以上 500万円未満
	C	200万円未満
測量設計業務委託	A	200万円以上
	B	200万円未満

別表第1（客観的要素審査基準）

(1) 建築設計監理業務点数基準

資格審査を行う年の4月1日前4決算年度の業種別年間平均実績高	点数	有資格者数値	点数	営業年数	点数
3,000 万円以上	30	25 以上	30	35 年以上	30
1,500 万円以上 3,000 万円未満	25	15 以上 25 未満	25	25 年以上 35 年未満	25
1,000 万円以上 1,500 万円未満	20	10 以上 15 未満	20	15 年以上 25 年未満	20
500 万円以上 1,000 万円未満	15	6以上 10 未満	15	5年以上 15 年未満	15
500 万円未満	10	5以下	10	5年未満	10

備考 有資格者数値は、一級建築士及び建築設備資格者1人につき5、二級建築士及び建築積算資格者1人につき2とする。

(2) 測量設計業務点数基準

資格審査を行う年の4月1日前4決算年度の業種別年間平均実績高	点数	有資格者数値	点数	営業年数	点数
1億円以上	30	25 以上	30	35 年以上	30
5,000 万円以上 1億円未満	25	15 以上 25 未満	25	25 年以上 35 年未満	25
3,000 万円以上 5,000 万円未満	20	10 以上 15 未満	20	15 年以上 25 年未満	20
1,000 万円以上 3,000 万円未満	15	6以上 10 未満	15	5年以上 15 年未満	15
1,000 万円未満	10	5以下	10	5年未満	10

備考 有資格者数値は、測量士1人につき5、測量士補1人につき2とする。

別表第3（第5条、第6条関係）

(1) 技能士評価の基準表

項目	基準	点数
技能士の評価 (上限80点)	1級技能士	1人 4点
	2級技能士	1人 2点

(2) 地域貢献度の基準表

項目	基準	点数
地域貢献度	市との防災協定の締結	2点
	鹿屋市消防団協力事業所として認定	2点
	高年齢者の雇用（審査基準日において、満60歳以上の者を3月以上継続雇用していること。）	1人 2点（上限10点）
	ボランティア活動	年間1回～2回 3点 年間3回以上 6点 （各年度、1活動の証明につき加点し、上限6点とする。）
	消防団員の雇用（3月以上継続雇用していること。）	1人 2点 2人以上 5点
	障がい者の雇用（3月以上継続雇用していること。）	1人以上 5点 1年以上継続雇用している場合 5点追加 （上限10点）
	更生保護における協力雇用主会等への登録	2点
	新規学卒者等雇用	1人 2点（上限6点）
	鹿屋市働く世代がんゼロ推進事業健康づくり推進事業所への登録	2点
	男女共同参画・子育て支援	育児休業制度 2点 介護休業制度 2点 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく一般事業主行動計画の策定・届出 各2点
	鹿屋市優良工事等表彰	優良工事表彰 2点 優良技術者表彰 2点 （各年度、優良工事表彰と優秀技術者表彰を受けた建設業者に対し工事の区分ごとに加点し、上限4点とする。）
	災害復旧業務委託	過去2年間の受注件数 5件未満 2点 5件以上10件未満 4点 10件以上15件未満 6点 15件以上 8点

		過去2年間の受注金額
		50万円未満 1点
		50万円以上 2点

- 備考1 鹿屋市消防団協力事業所は、鹿屋市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成22年鹿屋市告示第26号）に基づくものとする。
- 2 障がい者雇用は、法定雇用義務がある事業所においては、それを超える人数を評価の対象とする。
- 3 更生保護における協力雇用主会等は、鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島就労支援事業者機構とする。
- 4 鹿屋市働く世代がんゼロ推進事業健康づくり推進事業所は、鹿屋市働く世代がんゼロ推進事業実施要綱（平成28年鹿屋市告示第193号）に基づくものとする。
- 5 鹿屋市優良工事等表彰は、鹿屋市優良工事等表彰実施要綱（平成28年鹿屋市告示第29号）に基づくものとする。